

公社へ提出する工事関係書類の押印廃止について

公益財団法人横浜市建築保全公社

1 押印を廃止する書類

事故報告書について、新たに押印廃止とします。

なお、公社へ提出する工事関係の書類について、引き続き押印を必要とする書類は下表のとおりです。

| 引き続き押印を必要とする書類 | 提出方法 | 押印の種類 |
|---|------------|-------|
| 打合せ議事録(特に重要なもの) | メール・郵送・持参等 | 代理人印 |
| 工事目的物引渡書 | 持参・郵送 | 代表印 |
| 請求書 | 持参・郵送 | 代表印 |
| 前払金請求書 | 持参・郵送 | 代表印 |
| 手直し報告書 | 持参・郵送 | 代表印 |
| ※ 副申書・建設発生土搬入申込書など、他機関の指定書式の場合は、必要に応じて押印のうえ監督員にご提出ください。 | | |

2 運用開始日

令和6年9月1日以降に公社へ提出するものについて適用します。

3 書類の様式について

押印を廃止する書類の新様式については、令和6年9月1日以降公社ホームページ「様式ダウンロード」に掲載します。

4 その他

押印を不要とした書類については、メール等での提出が可能となります。

<問合せ先>

公益財団法人横浜市建築保全公社

技術管理課 技術管理係 Tel 045-349-5217